

教育委員会会議録

開会の日時	令和5年6月8日 午後7時00分
閉会の日時	令和5年6月8日 午後7時34分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 永井 正高・駒田 聡子・中西 康裕 畑井 祐樹・中村 文大
会議録に署名する委員氏名	中西 康裕・畑井 祐樹
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 参事兼社会教育課長 沖塚 孝久 教育総務課長 前村 忍 学校施設整備課長 木村 扶美夫 学校教育課長 亀山 知典 スポーツ課長 東浦 久修 教育研究所長 上永 真弓 学校教育課副参事 中川 靖美 学校教育課副参事 西山 早苗 学校教育課副参事 谷口 北斗 学校教育課副参事 東端 伸治 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した事件	議案第29号 令和5年度教育関係補正予算(第4号)について 議案第30号 令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について 議案第31号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について 議案第32号 図書館協議会委員の任命について 議案第33号 伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について 議案第34号 伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、畑井委員を指名

会議に付する案件

- 議案第 29 号 令和 5 年度教育関係補正予算（第 4 号）について
- 議案第 30 号 令和 5 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について
- 議案第 31 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について
- 議案第 32 号 図書館協議会委員の任命について
- 議案第 33 号 伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について
- 議案第 34 号 伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について

議案第 29 号については、本日の審議を経た後、市議会 6 月定例会に提出することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

前回の教育員会からの報告をします。

5 月 23 日から学校訪問を実施しました。各学校では、順調に新学期をスタートしたようです。また、各校長からは、それぞれの学校の特徴を活かした特色ある教育活動を予定していると報告を受けてきました。

春に予定されていた中学校 10 校の修学旅行は、すべて実施されました。進修小学校は、本日帰ってきました。他の小学校は、秋に実施予定です。

運動会については、小学校 10 校、中学校 8 校で実施されました。他の小中学校は、秋実施予定です。

6 月 6 日に教育民生委員会・協議会が開催され、教育委員会からは、部活動のあり方について説明しました。この案件は継続審議となっております。

以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 29 号 令和 5 年度教育関係補正予算（第 4 号）について」を議案といたします。

事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

教育長

つづきまして、「議案第 30 号 令和 5 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

3 ページをご覧ください。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価を行うため、報告書を作成しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

「議案第 30 号 令和 5 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について」ご説明申し上げます。

お手元の「令和 5 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書」をご高覧ください。

はじめに、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」について、概要をご説明いたします。

これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条におきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されていることから点検・評価を受けるものでございます。

点検評価の対象は、報告書の表紙にございますように「令和 4 年度に実施した事業」が対象となります。

次に、報告書の記載内容について、ご説明をいたします。

1 ページをお願いします。

点検評価の趣旨、評価の内容等につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、法に基づき実施するもので、対象となる事業は、教育振興基本計画に記載されている主な取組の項目です。

2 ページでは、点検評価を行うにあたっては教育に関する学識経験を有する 2 名の方に点検・評価をお願いさせていただきます。また、結果の公表については、点検・評価を受けたのち、改めて教育委員会会議に報告し、その後市議会への報告、市のホームページへの掲載等市民に周知してまいります。

なお、市議会への報告時期につきましては令和 4 年度事業の決算が審議されます市議会 9 月定例会の開会に間に合わせたいと考えております。

点検・評価の対象となる事業につきましては、3 ページから 9 ページまでの教育委員会に関することと、10 ページ以降が教育振興基本計画に記載されている主な取組の項目です。

記載方法は10ページをご覧ください。

まず、施策目標と担当部署を記載し、それぞれの事業における「現状と課題」、それに対する「主な取組」を記載した上で、それぞれの主な事業名、決算額、実績をあげ、成果指標としては、次ページに記載のとおり、教育振興基本計画策定時の目標に対し、令和4年度の実績を掲載しております。

次に、昨年度の点検・評価の際の指摘事項と、それに対する措置状況、事業に対する自己評価と今後の課題と取組みが記載されたものをもって、点検評価を受けることとなります。

そして、点検評価を受けた後のコメントを、13ページ中段の点検・評価の項目に掲載される形の報告書となります。

それぞれ、第3期教育振興基本計画の策定時に掲げた目標値に向け取り組んでいるところですが、目標値を上回った事業もある一方で、計画の初年度ということもあり、目標値に到達することができなかった事業もございます。

引き続き、目標達成に向け取り組んでまいります。

各事業の評価内容については、時間の都合上省略させていただきますが、本日、ご審議いただきました後、この報告書をもって点検・評価を受けたいと考えております。

以上、「議案第30号 令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について」ご説明申し上げました。

何卒、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。いくつかに分けてご意見ご質問を聞きたいと思っております。まずは、9ページまでのところでご意見ご質問はございませんか。

教育長

よろしいですか。では次に基本政策の1の10ページから、基本政策の3の43ページまでのところでご意見ご質問はございませんか。

A 委員

40ページのところで、自己評価という書き方が「～した」という書き方が非常に全般を通して多いです。例えば、上から3つ目の「整備した」とか「働きかけた」とか、そういう書き方になっているんですけど、「働きかけた結果こうなったからこうである」という書き方でないと、評価でもなんでもなくて自主報告なんです。だからこれは評価でもなんでもありません。ただやったことが、どこの部署を見ても書いてあるだけなので。それともうひとつ、この全体を通して一本の柱というか、去年こうだったから今年こうしたという実施計画がきて、そしてその評価がきて、課題となるはずであるが、ところどころで書いてある内容と筋が通ってない部分があるので、内容をもうちょっと論文的に言うと、目的があって、報告があって、結果があって、それに対する考察というの

が一本の筋となるはずが、その場的に書かれてるんで非常に見にくい。やはり一番の問題となるのは評価の部分。「～した。～した。」と言うのは本当に自主報告でしかなくて、その結果どうであるという自分たちの考察を入れないといけないと思いますがいかがでしょうか。それと、字が一個抜けている部分もあるので、また後日、しっかり見てください。それから、現状と課題については「ですます調」で書いてあって、これは表記が決まってるんですか。そういうフォーマットがあるとか。自己評価以降は「である調」で書いてあるので、フォーマットがあるんでしょうか。

教育総務課長

現状と課題につきましては、教育振興基本計画の記載の方から転記をする形になっておりますので、振興基本計画のほうが「ですます調」で書いています。その表記の方法を統一して定めておりませんでしたので、課によってばらつきが生じているようなところがありましたら、訂正をさせていただきたいという風に思います。

教育長

いま、A 委員に指摘いただいたところはどうですか。

事務部長

自己評価に関しまして、A 委員のご指摘をいただきまして、ありがとうございます。すべてについて、そのような表記に修正することは難しい部分もあろうかと思いますが、可能な限り修正を加えていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

教育長

他にご意見ご質問等ございませんか。よろしいですか。修正等に関しては最後にまた話をさせていただきます。では、基本政策の4の44ページから基本政策6の69ページまでのところでいかがでしょうか。

B 委員

62 ページの教職員の資質向上コンプライアンスの推進の中に、研修講座への延べ参加人数が入っているんですけども、自己評価のところで、一番最初の部分で、この文章はなにを言ってる、どこの成果指標について述べているのかというのがちょっと不明確だったのかなと思います。主語がないんですよ。これは目標値を大きく下回ることとなったということから、研修講座への延べ参加人数なのかなというふうに思うんですけど、他のところでも、ちょっと読みながらこちらが想像して考えながら読んでいけないといけないので、どの項目についてかをもう少し明確に書いた方がいいかなという風に思います。いま指摘した62ページのところは、「研修講座等への延べ参加人数については」ということだろうと思うんですけども、もし違ってたらまた言ってください。主語と

なるべきものがきちんと明確になってないところが何か所かあったような気がしますので確認をしておいてください。以上です。

教育長

他にご意見ご質問等ございませんか。よろしいですか。

では、基本政策の7の70ページから基本政策9の88ページまでのところでしょうか。

A 委員

逆に言えば、76ページの自己評価を見てもらうと、きちんと「ブックスタート事業の効果や見直しを検証するためのアンケート結果において」の云々があって、最後に「一定の評価が得られているものとする」とか、さらに下の方のところで、「情報発信等に取り組んでいく必要があると考えられる」となっているので、全般を通してこのような書き方をさせていただくのが本来の評価だと思います。この部分については書き方がよいということでよろしくお願ひします。

教育長

他にご意見ご質問等ございませんか。よろしいですか。

教育長

では、全般を通して何かありましたらお願いします。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第30号 令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について」は、A委員、B委員からのご意見もありましたように、自己評価の欄の書き方について再度修正を加えるということで、お認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第30号 令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について」は、自己評価の書き方を一部修正し、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第31号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

4ページをご覧ください。

これは、伊勢市社会教育委員設置条例第2条、第4条及び第5条並びに伊勢市立公民館条例第16条及び第17条の規定に基づき委員の辞任を承認し、新たに補欠委員を委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

「議案第31号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

5ページをご高覧ください。

これは推薦団体であります伊勢市小中学校長会、伊勢市総連合自治会及び、伊勢市PTA連合会の役員改選によりまして、委員変更の申し出がありましたことから、伊勢市社会教育委員設置条例第2条、第4条及び第5条並びに伊勢市立公民館条例第16条及び第17条の規定に基づきまして、お手元の議案のとおり、辞任を承認し、補欠委員を委嘱しようとするものでございます。

本日教育委員会でご承認をいただきましたならば、令和5年6月8日をもって田垣委員と角谷委員、そして山中委員の委嘱を解き、残任期間の令和5年6月9日から令和6年5月31日までを深川 昭久（ふかがわ あきひさ）様と大東 弘幸（おおひがし ひろゆき）様、大野 正也（おおの まさや）様に委嘱させていただき予定でございます。

以上、「議案第31号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第31号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第31号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について」

は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 32 号 図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

6 ページをご覧ください。

これは、推薦団体から役員改選等により 6 名の委員変更の申出があったため、図書館法第 15 条及び伊勢市立図書館条例第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、議案書のとおり任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

「議案第 32 号 図書館協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。

7 ページをご高覧ください。

これは、伊勢市小学校長会をはじめ、記載の推薦団体等から、役員改選や異動等により委員変更の申し出がありましたことから、図書館法第 15 条及び伊勢市立図書館条例第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、お手元の議案のとおり 6 名の皆様を任命しようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、本日から前任者の残任期間であります令和 5 年 12 月 6 日までを任期となります。

なお、図書館協議会委員については、委嘱ではなく任命となっております理由と致しましては、伊勢市の辞令式取り扱い要綱では、外部の方には委嘱を用い、職員には任命を用いることとなっておりますが、上位法であります図書館法で任命となっておりますことから、それに従っておりますこと補足説明させていただきます。

以上、「議案第 32 号 図書館協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第 32 号 図書館協議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことをごぞいます。よって、「議案第 32 号 図書館協議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 33 号 伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

8 ページをご覧ください。

これは、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、議案書のとおり委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

「議案第 33 号 伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

9 ページをご高覧ください。

これは、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、お手もとの議案のとおり委嘱をしようとするものでございます。

任期につきましては、ご承認いただけましたならば、令和 5 年 6 月 8 日をもって委嘱をさせていただき、指定候補者の選定についての審査又は調査審議が終了するまでの期間を予定としているものでございます。

以上、「議案第 32 号 図書館協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第 33 号 伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について」

は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 33 号 伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 34 号 伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

10 ページをご覧ください。

これは、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、議案書のとおり委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

「議案第 34 号 伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

11 ページをご高覧ください。

これは、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、お手もとの議案のとおり委嘱をしようとするものでございます。

任期につきましては、ご承認いただけましたならば、令和 5 年 6 月 8 日をもって委嘱をさせていただき、指定管理者の選定についての審査又は調査審議が終了するまでの期間を予定としております。

以上、「議案第 34 号 伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第 34 号 伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 34 号 伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

A 委員

議案 31 号の委員さんに関しては、任期はエンドレスということですか。

社会教育課長

31 号の社会教育委員の任期の期間についてのご質問かと思います。こちらのほうは、任期のほうは 2 年となっております、今年度、途中でございますが変更のあった方のみ変更させていただくというものでございます。

教育長

よろしいですか。

A 委員

了解しました。ということは先程の 31 号と 32 号の方々に関して、特に 32 号の方は任期が半年もありませんが、再任は妨げないということですか。

社会教育課長

委員仰せの通りでございます。

A 委員

ありがとうございました。

教育長

他にご意見ご質問等ございませんか。よろしいですか。

教育長

特にないようですので、これもちまして教育委員会を閉会いたします。